

小型特殊自動車・農耕作業用自動車の申告について

フォークリフト、ショベルローダーなどの小型特殊自動車や、乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植え機などの農耕作業用自動車は、軽自動車税が課税されます。公道を走行しない車両、現在使用していない車両でも所有していれば課税対象となります。

まだ申告をしていない人は、速やかに標識（ナンバープレート）交付の手続きをしてください。

種 別	小 型 特 殊 自 動 車	
	その他（農耕作業用以外）	農耕作業用自動車
大 き さ	長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2.8m以下	制限なし
最高速度	15km/h以下	35km/h未満
総排気量	制限なし	

自動車の大きさ、最高速度が上記の範囲外であれば大型特殊自動車に該当し、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

※ 使用しない車両を処分した場合や所有者を変更した場合（家族内での変更においても）は、必ず廃車・名義変更の手続きをしてください。そのままにしておくと、いつまでも軽自動車税が課税されることとなりますのでご注意ください。また、4月1日を過ぎて廃車の手続きをすると、その年度は軽自動車税が課税されます。

※ 登録申請時に渡しているナンバープレートは、登録の車両にしか使用できません。もし、買い替え等で他の車両にナンバープレートを自分で付け替えて使用している場合は、登録時の車両の廃車申告と新しい車両の登録申請が必要です。手続きには、印鑑・外したナンバープレート・新しい車両の販売証明書を持参してください。この時、ナンバープレートは新しい番号になります。

問い合わせ先 税務課 ☎0837(52)5234



障害福祉だより④ ～住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるように～

障害のある人が利用できる福祉制度の紹介

それぞれ障害の程度や手帳の等級によって、利用できる制度が異なります

	名 称	制度の内容
生活に関すること	意思疎通派遣事業	聴覚障害者の社会参加を促進するため、コミュニケーションが必要な際に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
	点字・声の広報	視覚に障害のある人を対象に「広報げんきみね」の記事を再編集し、点字や音声にしたものを送付します。
	障害者自動車運転免許取得費・改造費の助成	身体に障害のある人が就労などのために、普通自動車運転免許を取得、又は自動車の改造をする場合、その費用の一部を助成します。
税金や交通等に関すること	所得税・住民税の控除	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって障害者控除が受けられます。
	自動車税・自動車取得税の減免	障害者本人又は生計が一緒の人の自動車税、自動車取得税が減免になります。減免の範囲は障害の種類・等級により異なります。
	高速道路通行料金の割引	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人が対象となります。障害の等級によって割引を受けられる対象範囲が異なります。
	福祉タクシー助成	身体障害者手帳1～3級、療育手帳の交付を受けている人にタクシー料金の一部を助成します。人工透析を実施している人は証明書を提出することで追加交付があります。
	タクシー運賃割引	障害者手帳を提示することで、タクシー運賃が1割引きとなります。
	NHK 受信料の減免	各種障害者手帳をお持ちの場合、NHK 受信料を全額又は半額免除を受けることができます。手帳の等級や課税の状況により免除できる範囲が異なります。
医療に関すること	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)などの交付を受けられている人は医療費を公費で負担します。(所得制限あり)
	更生医療(自立支援医療)	身体に障害のある18歳以上の人で、心臓の手術や人工透析などを行う場合、医療費の一部を公費で負担します。
	精神通院医療(自立支援医療)	通院による精神医療を継続的に要する人の医療費の一部を公費で負担します。
	育成医療(自立支援医療)	18歳未満の身体障害児又は放置すると将来障害を残す疾患のある児童が、特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。

問い合わせ先 地域福祉課 ☎0837(52)5227 ☎0837(52)1490

平成30年度 入園の園児を 募集します



- 申込期間 11月6日(月)～12月1日(金)
※平成30年4月1日より利用希望の人が申込の対象になります。
4月2日以降から利用希望の場合は、希望日の3か月前から申請を受け付けます。ただし、兄弟姉妹が継続入所している場合はこの限りではありません。
- 申込場所 新規希望の人：地域福祉課、各総合支所総合窓口課
継続入所の人：各保育園・認定こども園
※継続の人は、在園中の園より書類を配付します。
- 提出書類
 - ・支給認定申請書 兼 入所申込書
 - ・就労証明書（2、3号認定の人のみ提出）
 - ・所得課税証明書（平成29年1月1日現在美祢市に住所登録がない人のみ提出）
 - ・多子世帯利用料等軽減事業適用届（兄弟姉妹のいる人のみ）
 ※個人番号（マイナンバー）記入に伴い、手続きに来られる人の本人確認（運転免許証など）が必要となります。

◎認定区分及び利用できる園について

- 1号認定：3歳以上のお子さんで保育を必要とせず、教育を希望する人 ⇒ 幼稚園、認定こども園
 2号認定：3歳以上のお子さんで保護者の就労などで保育を希望する人 ⇒ 保育園、認定こども園
 3号認定：3歳未満のお子さんで保護者の就労などで保育を希望する人 ⇒ 保育園、認定こども園

◎保育所

	園名	所在地	電話番号	定員	開所時間
公立	伊佐保育園	伊佐町伊佐4533	0837(52)0151	60人	7時30分～18時30分
	厚保保育園	西厚保町本郷618	0837(58)0014	60人	7時30分～18時
	大田保育園	美東町大田6225-1	08396(2)0126	60人	7時30分～19時
	大田保育園 赤郷分園	美東町赤341-1	引き続き休園予定		
	真長田保育園	美東町真名472-3	08396(5)0102	45人	7時30分～18時
	真長田保育園 綾木分園	美東町綾木2127-2	08396(2)0465	20人	8時30分～17時15分
	秋吉保育園	秋芳町秋吉5320-1	0837(62)0505	90人	7時30分～19時
	秋芳北部地域統合保育所(仮称)	秋芳町嘉万2960-3	0837(64)0601(嘉万保育園) 0837(65)2600(別府保育園)	45人	7時30分～19時
私立	吉則保育園	大嶺町東分2991-5	0837(52)2529	90人	7時30分～19時30分
	麦川保育園	大嶺町奥分2058-4	0837(53)2582	30人	7時～19時
	南大嶺保育園	大嶺町西分504-5	0837(53)0161	40人	7時～18時30分
	光輪保育園	大嶺町北分998-2	0837(52)0973	40人	7時～19時

◎へき地保育所（就労証明書不要。入所は保育園の地域に居住していることが条件になります。）

	園名	所在地	電話番号	定員	開所時間
公立	豊田前保育園	豊田前町麻生下10-31	0837(57)0260	35人	7時～18時

◎認定こども園

	園名	所在地	電話番号	定員	開所時間
私立	美祢幼稚園	大嶺町東分1853-2	0837(52)0480	65人	7時30分～18時30分
	伊佐中央幼稚園	伊佐町伊佐3895-1	0837(52)0544	130人	7時30分～18時30分

- ・申込状況によっては、休園等の可能性があります。予めご了承ください。
- ・開所時間は、延長保育時間を含みます。
- ・保育短時間についてはすべての園で8時30分～16時30分となります。
- ・兄弟姉妹がいる場合、利用料が2番目のお子さんは半額、3番目以降のお子さんは無料となります。（園で別途徴収される実費分については対象外です。）
- ・美祢市子育て応援サイト「つぼみねっと」からも様式がダウンロードできます。

子育て応援サイト
「つぼみねっと」QRコード



問い合わせ先 地域福祉課 ☎0837(52)5228